

# 公共工事契約保証の保証期間変更 に関する覚書

西海市長（以下「甲」という）と、西日本建設業保証株式会社（以下「乙」という）は、公共工事契約保証の保証期間変更に関し、下記のとおり取り扱うこととする。

第1条 請負契約の変更により工期が変更されるときは、保証期間は変更後の工期に変更されるものとする。

第2条 保証契約者がその責に帰すべき事由により、工期内に工事を完成することができない場合で、請負契約の変更を行わずに、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、甲は乙に対し、工事完成見込期日を通知するものとする。

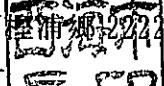
2 甲は、前項の通知を保証契約者を通じて行うことができるものとする。

3 乙が前二項の通知を受けたときは、保証期間の末日は、当該工事完成見込期日に変更されるものとする。

第3条 土木設計（測量、調査）業務等の契約保証の保証期間の変更については、前二条中「請負契約」とあるのは、「委託契約」と、「工期」とあるのは「履行期間」と、「工事」とあるのは「委託業務」と、「完成」とあるのは「完了」と、「工事完成見込期日」とあるのは「委託業務完了見込期日」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第4条 前三条において、乙は原則として保証期間の変更手続が終了したことを証する文書を発行しないものとする。ただし、甲が必要とするときはこの限りではない。

平成26年 6月 2日

(甲) 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸  番地  
西海市長 田中 隆一

(乙) 長崎市魚の町3番33号  
西日本建設業保証株式会社  
長崎支店長 松尾 和 